



保健課から重要な
お知らせ その1

平成18年8月1日より健康保険制度の一部が改正になります

70歳以上の健康保険加入者及び老人医療受給者について、自己負担割合(1割または2割)を判定する際の、所得及び収入の基準額が下記のとおり改正になります。

下記の金額を超える方は、9月まで2割負担で、10月からは3割負担となります。

		現 行		改正後
課 税 所 得		1 4 5 万円	➔	1 4 5 万円
収 入	高 齢 者 複 数 世 帯	6 2 1 万円		5 2 0 万円
	高 齢 者 単 身 世 帯	4 8 4 万円		3 8 3 万円

現在お手持ちの阿蘇市国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日まで

7月の終わりに新しい保険証が配達記録郵便(1)で届きますので、新旧お間違えのないようご利用ください。古い保険証は、必ず各世帯で破棄してください!!



- (1) 配達記録郵便とは、配達した際に必ず受取り、サインを頂かなければ、配達をしない郵便物のことです。



郵送での保険証の切替ができるのは、平成17年度以前の国民健康保険税を完納していることが条件となります。

<保険証切替に関する注意事項>>

上記のとおり新しい有効期限の国民健康保険被保険者証が交付されますが、遠隔地保険証(2)の交付を受けている方で、引き続き遠隔地保険証の必要な方はもう一度申請が必要になります。

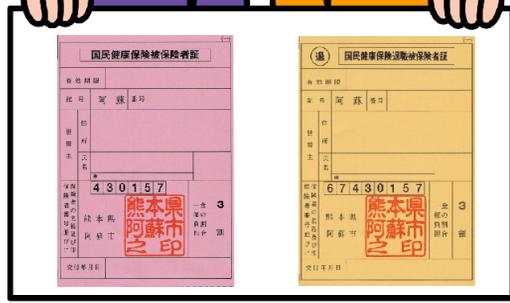
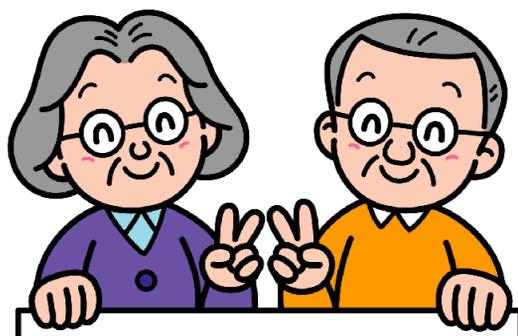
- (2) 遠隔地保険証とは・・・
 - ・阿蘇市外の学校等に行っているが、住所を異動していない方
 - ・施設等へ入所しているが、住所を異動していない方
 - ・仕事や旅行等の理由により保険証を分けた方

【申請に必要なもの】

- ・入所証明書、在園証明書等、在学証明書(学生証は不可)
 - ただし、すでに在学証明書の提出をしている場合には、申請のみになります。
- ・保険証
- ・印鑑(認め可)

詳しくは、

阿蘇市役所保健課 国係係 (TEL 22 - 3167) までお問い合わせください。



一般被保険者証は ピンク色。 退職被保険者証は 黄色。